

全国被連協ニュース

NO. 89号

2019年7月 23 日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題
被害者連絡協議会
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5
マーキス梅田 301 号
大阪いちょうの会内
TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

クレサラ対協拡大幹事会が開催されました

7/13 (於;仙台)

さる7月13日、クレサラ・生活再建問題対策協議会（クレサラ対協）拡大幹事会が仙台において開催されました。被連協からは小倉事務局次長（消費者支援群馬ひまわりの会）が参加し討論に参加してきました。小倉氏からの報告を掲載いたします。（詳細はメールに資料集を載せてますのでご覧ください。）

拡大幹事会の主な議題は下記の通りでした。

- 11/2 埼玉で行われる第39回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会の準備状況の確認
- 11/9 秋田で行われる第10回東アジア金融被害者交流集会の準備状況の確認
- 対協の部会である「社会保障問題研究会」の法人化の展望



特別講演「優生手術被害国賠訴訟を闘って」

地元の新里宏二弁護士（クレサラ対協副代表・被害弁護団共同代表）より報告



優生保護法による強制不妊手術・謝罪と補償を

5/28 判決一敗訴判決

原告・飯塚（仮）さんは、震災の「なんでも相談」で出会う。16歳の時不妊手術。

優生保護法⇒母体保護法 1996年改正。何らの被害救済処置がとられないまま。

2015年日弁連の人権救済申立てを行う。

2017年2月 「優生思想による手術は人権侵害」意見書採択。メディアで取り上げられる。

一時金支給法 1人320万円⇒賠償法に変える！

2017年6月30日時点、321名、認定者26名 被害者2万5千人

2018年1月30日、提訴。（立法不作為）

8合目まで行ったが…（最初は勝訴かと思ったが・・・）頂上まで行こう！

今後、署名運動など世論を盛上げる活動と運動が必要

講演に対する質疑・意見

- 戦後にできた法律、1996年まで正されなかった。二つのショックである。
- 中絶の自由の流れの中。女性運動から進められてきた。各地から疑問の声。厚労省の内部から疑問もあって議論をしていた。
- 中絶の自由。逆差別、全会一致、勝ち取った人権ではなかった？
- 立法が先行して、裁判所が引いたのでは。裁判所に騙されていたのか、判決が書き換えられたのか？生保裁判でも主張制限が多い。
- 与党からのヒアリングを受けた。判決先行型—違憲判決が出た。どこかで変わった。
- 1年4ヶ月で違憲判決が出た。否定的に考えない。今は8合目である。
- 親の世代の死。自責の念は無い。ろう者、対象10名中1名原告。家族に説明が大変。と言っていた。ウミを出さないと変わって行かない。被害を気づかない人もいる。

地元・仙台からの報告

佐藤靖祥弁護士（みやぎ青葉の会会長）

東日本大震災から8年が経過、災害援護資金の据え置き期間が到来し、分割払いを7年で行わなければならない。とても無理だ。例えば350万円借りていると7年で返済は大変困難である。青葉の会で相談会を行っている。仙台市は債権回収会社に委託している。石巻市—猶予の審査ができない。職員が不足している。滞納税整理（機構）～年金8千円が給与口座に入ると狙い撃ち。全額差し押さえ。⇒裁判という状況である
民商、社保協、青葉の会で相談会を開催予定である。



6/15 クレサラ実務研の報告



大阪司法書士会をお借りして、約100名の参加で内容的にも好評であった。記念講演に元NHK記者の相澤冬樹氏をお迎えし、「市民社会におけるメディアの役割・運動とマスコミとの協働の模索」というテーマで投げかけてもらった。今後も続けてほしいとの声多数あり、ぜひ来年も開催したい。
当日資料が残りわずかだがあります。

埼玉全国交流集会現地報告

11月2日、埼玉県の県民活動総合センター、12時受付、全体会—行政職員、心の相談の精神保健士の先生等のお話。
2時～分科会、一般の方の参加も視野（寸劇、ワールドカフェ）、子ども食堂も知ってもらう。相談会、物産販売、クイズ、音楽。活動の展示。
5時から全体（まとめ・総括）6時から懇親会
クラウドファンディング—一般の方の参加。（通常的一般3000円、弁護士・司法書士9000円専門家）

前日の11/1日の神社の出発式

クレサラ白書原稿—**8/20日**〆切

第10回東アジア金融被害者交流集会

別掲

各関連団体からの報告がありました。

○全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会

カジノ管理委員会規則が出来ていない。大阪、横浜、東京、北海道、和歌山、長崎などの状況
ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員（15名で構成）に日弁連は招集されてない現実。

○滞納処分対策全国会議

滞納処分対策—4/11 に多賀城市との話し合い—生活困窮者の相談窓口を設けている。税務課との
窓口となっている。6/2 茨城で55名で集会を行った。機構への申入れを行ったが拒否をされました。

○奨学金問題対策全国会議

5/18 に対策会議6周年の集会を開催。全国キャラバンを検討中である。（主要都市）、
学生が中心となって無償化プロジェクトが政策提言をしている。国会議員にも影響を与えている。
政策提言集を作成した、ぜひご活用下さい。

○社会保障問題研究会

2020年4月に滋賀で設立総会を開催予定。会員を募りたい。法人化して全国各地で支援をしている
活動にアドバイスを行っていききたい。また、厚労省の事業の委託を受けたい。

12月2日に障がい年金ホットラインを開催したい。

○生活保護問題対策全国会議

7月14日、「第13回総会・シンポをここ仙台で開催する。中心は「車の保有問題」である。
引下げ取消裁判—早い地裁・名古屋判決来年春。日弁連—生活保護法改正案 大学進学&車の保有問
題。活動テーマとして行きたい。厚労省も関心を持っている。

○クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議

割賦販売法—法改正、キャッシュレス決済とか、H20年改正、
過剰与信規制問題—A I 審査の導入等緩和を行う、枠を外す?? スマホ決済などが出回っている。
今の法制度が邪魔になってきている。過剰融資規制も邪魔になってきている。反対運動の必要性。

新里弁護士発言—政府の規制改革会議—短期・小口の商品の緩和の要望、多重債務懇談会—
破産の件数が伸び、個人再生が多い（増えている）・誘導—多重債務問題の再燃。安閑としてい
られない。

宇都宮弁護士発言—新里弁護士の優生保護法問題報告は、最近の大きな成果。控訴—勝訴を
ぜひ勝ち取ろう。

引きこもり問題は重大だ—6月の農水次官の息子殺害事件。苦悩を逆手に取って金儲けの手
段としている。～「引き出し屋」の存在～「3か月で自立させる」を謳い文句の「ひきこもり
“自立支援”ビジネス」。

頑強な者が連れ去る、曙橋自立支援センター（事例）拉致監禁。（裁判） 死亡者も出ている。
地方の人も被害に遭っている。社会は、底を割るような人権を守られない。家庭の責任にさせ
られている。みんなで社会を変える運動をしていこう！

クレサラ対協40周年記念誌

「失われ続ける時代、生活再建の今」

定価 2000円 全国で周りの方々に普及しま
しょう！ お申し込みは被連協までよろしく！

クレサラ対協拡大幹事会への被連協報告を掲載します。

小倉事務局次長（消費者支援群馬ひまわりの会）報告

6月16日に私たちは第38回目の被連協の定期総会を開催し、新たなスタートをきりました。

2年前に事務局長を選出することが出来ず、事務局長代行という形でスタートした執行部は正式に事務局長を選出し、事務局次長にも新たに秋田なまはげの会の佐藤繁子さんを加え、体制を確立することができました。みなさんのご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

総会で多くの発言で強調されたことは、全国で被害者の会をなくしてはいけない、そして被連協を絶対になくしてはならないということでした。そして火を消さぬよう全国で奮闘しようということでした。

このことを胸に刻み、被連協の取り組む3つのテーマにつき報告し、みなさんにご協力をお願いをしたいと思えます。

詳細は資料集にあります被連協ニュース88号をご参照ください。

●その一つは被連協の火を消さぬための取り組みです。

私たちの財政は単位被害者の会からの団体会費、個人会員からの会費、賛助会費からなっています。しかし、いまだこの会も財政は大変です。自らの被害者の会の運営存続が難しい状況になっています。2018年度の被連協への会費納入は 会でした。このままでは展望を切り開くことが出来ません。

そこで、被連協として将来展望を切り開くため、自主独立の組織として財政的にも確立し、その基盤の上に活動を大きく発展させたいと思えます。そこで、個人会員に大きくシフトした財政作りをスタートしていきたいと思えます。毎月一定額の振替え登録運動をこの秋からスタートしていきます。

一回に会費をどんと入れるのは物理的にも精神的にも大変です。毎月納入型に変えていきたいと思えます。まず、全国で被害者の会が団体登録して行きます。あわせて、各単位被害者の会の役員・相談員が個人登録して行きます。これをベースにやっていきたいと思えます。

そして、みなさんにお願ひです。クレサラ対協会員のみなさん、とりまく様々なNWの方々に登録のお願いをしていきたいと思えます。私たちは一口毎月500円以上の登録をお願いしたいと考えています。トータルして、ひとつの県で3名から10名の方に登録いただくと大きな力になります。

ぜひ、みなさんのご協力で被連協の火を消さぬようご協力をお願いしたいと思えます。

二つ目は銀行カードローン問題です。

この間の金融庁、銀行協会の動向を見るに、「カードローン残高が減少した」云々と「もうこの問題は落ち着いている」かのごとき風潮をバックに着地点、落としどころを探っています。しかし、状況は遅々としてまったく前進していないのが現状です。日銀の異次元の金融緩和政策による超低金利政策が長期化し、利ざや縮小になり、あわせて企業や個人への貸し出し、すなわち本業が不振な中、そのつけを高金利が想定できる個人向けカードローンに振り向けて、危機を打開しようという攻撃に出てくるのが容易に想定できます。私たちが取り組んでいる署名活動は現状は被連協内部で取り組んでいます、

被連協以外にも運動を拡大していないのが現状です。この現状を突破していくために全商連、全労連、全生連、社保協、司法書士会、全青司等、東京に本部のある多くの団体へ被連協として署名活動の申入れ活動をおこない、全国へと運動を拡げたいと思います。また、各被害者の会からも各地の協力団体へ協力要請をおこない、2020年度初頭の通常国会には、ぜひとも多くの署名を積み上げて国会請願をおこなって行きたいと思います。ここにお集まりのみなさん、ぜひ署名活動にご協力をお願いします。

3つめは11/2の全国交流集会の成功と11/9の東アジア金融被害者交流集会の成功へ向けた取り組みです。

全国交流集会の成功はもちろん、韓国・台湾の仲間を迎える東アジア交流集会をぜひ成功させたいと思います。埼玉/夜明けの会、秋田なまはげの会を中心に両集会は準備をされています。全国の被害者の会から多くの参加を勝ち取るべく被連協としても呼びかけを強めていきたいと思います。

また、当日、消費者支援群馬ひまわりの会、小倉氏から下記の提案がありましたので、あわせて報告いたします。

“けしからんぞ!” 東和銀行

当会は、「適格消費者団体」として事業者の不当な勧誘、不当な契約、不当な表示を是正する活動を内部に専門家で構成する「検討委員会」を組織しています。

一般的に「カードローン」等の契約の中に「不当条項」で、相続開始時に「期限の利益喪失」条項が契約書にあります。

当会が適格消費者団体として東和銀行に申し入れた資料を配布しました。カードローン等が、「消費者契約法」に反する条項として削除を求めたところ、まず、群馬銀行が削除したことを回答してきました。3大メガバンクは、申入れを受入れて、削除を行っています。

東和銀行もまず、削除を行うと思いましたが、6月10日に回答期限が到来していたので、さすが

は全国のパチンコ店に一割にATMを設置し儲けをあげていた銀行だけあって愚図っています。

今後は、東和銀行に対しては、裁判を行い、記者会見もして、カードローン等の問題と合わせて、マスコミに取り上げて貰おうと思っています。

可能であれば、ご参加の地元の被害者の会等で調査もして頂いて、この問題も合わせて申入れして頂いて、成果が勝ち取れる問題だと思しますので世論づくりの一助、マスコミに「銀行はこんな事もやっている」と報道される可能性があると思いますし、「やったヤッタ」と元気の出る成果にもなると思いますので行って見て下さい。

この際、どれだけ、地元の「適格消費者団体」がやっているかわかりませんので、契約の是正、条項を削除を行わないようであれば、情報提供をお願いします。勿論、当会「ひまわりの会」にお寄せ頂いても結構です。また、これ以外でも、不当な勧誘、契約、表示等の事例があれば、情報提供をお願いします。 よろしくをお願いします。



「神様、どうか万引きをやめさせて！」当事者の祈り！！

万引き・窃盗症【クレプトマニア】講演会を開催しました

高知うろこの会からの報告

「うろこの会」では、2014年7月、万引き・窃盗症の方たちの自助グループ「KAこうち」の立ち上げを準備し、同年12月立ち上げにたどり着きグループミーティングが開始されました。

当初の参加者メンバーは70歳後半のご婦人二人、いずれも裁判を控えた方たちでした。

昨年のクレプトマニア相談者は16件、いずれも逮捕されてからの相談ですが、弁護士や医療機関からの紹介でした。それまで犯罪者として他人に相談することも出来なかった方たちが、相談窓口として行き当たったのが「うろこの会」だったわけです。

まだまだ相談する勇気もなく悩んでいる当事者やご家族の方もいます。そのような方たちにもっと広くクレプトマニアについて理解してもらえればと、毎年講演会活動を継続しています。

今回の講演会では、クレプトマニア治療でも特に実績のある、群馬県渋川市の「赤城高原ホスピタル」院長・竹村道夫先生をお迎えしてご講演頂きました。

「クレプトマニア（窃盗症）患者の治療と回復可能性～常習窃盗者・2000人の治療経験から～」をテーマに90分間の講義に、聴講者の皆さんは熱心にメモっておられました。

今回の参加者は、医療関係機関16名、行政9名、司法関係8名、福祉関係6名、KA関係12名、一般26名、報道3社以上82名の参加でした。

講演内容での指摘・窃盗症の研究と治療は、嗜癖性疾患のなかで最も遅れた分野である。・DSM-5の窃盗症診断基準Aは、広義に解釈すべきである。・窃盗症は、常習窃盗者の一部にみられるが、決して稀な精神障害ではない。・臨床的には、摂食障害者の窃盗症が多く、治療上重要である。・一般臨床では、摂食障害も窃盗症も見逃されていることが多い。・摂食障害者の窃盗症は、窃盗症の中核群である。・窃盗症の治療では、司法関係者の協力が必要である。・被告に有利な判決よりも、長期的回復のための楔を打ち込む意識が必要である。・全国的に、治療者、治療施設少ない。・窃盗症の治療は可能で、治療効果は他の嗜癖問題と同等である。などと指摘されていました。

また、赤城高原ホスピタルでの治療状況では、院長と患者との問答の様子が録音テープで流され、様々な場面が想像できる設定になっていて、聴衆の皆さんの真剣な様子にも感動を覚えました。

窃盗症には医療支援を・・・犯罪行為か精神症状か・・・などの問題提起により、私達の支援がまだまだ及ばない所に、大きな問題があることを痛感させられました。

いま、「KAこうち」に参加しているメンバーは11人、新たに参加を希望して診療を予約している方が2名、そして現在服役している方で再び参加を希望している方が4名います。今年中に刑期を終えて社会復帰する予定です。ご家族の方たちも待ち望んでお便りを下さいます。

私たちの取り組みだけでは難しい問題ですが、医療機関のご支援、弁護士司法関係のご支援、保護司・保護観察所などのご理解、行政、福祉関係のご支援、そして親族のご理解とご支援が無ければ、立ち直りが困難だと思いました。

これからも「クレプトマニア」に関する講演会を開催して、一般県民の皆様のご理解をいただけるように、啓発・支援活動を続けていきたいと思っています。

クレサラ白書への寄稿のお願い

今年の全国交流集会は埼玉でおこなわれます。皆さまへお願いです。

例年ご協力いただいておりますが、本年度も皆さまの会から多くの報告をいただきますようお願いいたします。各会、1本何卒、よろしく申し上げます。

内容は以下の通りです。

テーマ ⇒ 被害者の会の活動報告 相談員あるいは被害者の方の体験報告
その他

タイトル⇒上記テーマにもとづき自由

字数 ⇒ 3200字以内

締め切り期日⇒8月20日（それ以前大歓迎）

原稿送付先⇒〒332-0035 埼玉県川口市西青木3丁目1番9号

司法書士 柳章弘事務所

TEL048-252-5363 FAX048-251-1356

各会、がんばって提出しましょう

様々な困難に一緒に立ち向かおう

“暮らしとところの総合相談会”を全国に!!

- 見捨てるな
- 孤立させるな
- よりそって共に生きよう

第39回 全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会

開催日 11/2 【土曜日】

時間 11:00～18:00(予定)

場所 埼玉県民活動総合センター (けんかつ) 埼玉県伊奈町内宿台6-26

内容 何でも相談会、自治体・民間団体による展示会及び物産展、ステージイベント等、気軽に参加できるフェスタ方式

主催：第39回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会in埼玉実行委員会
お問い合わせ/埼玉実行委員会事務局 司法書士 飛鳥井 行寛
TEL(048)771-8690 FAX(048)776-6081

「被害者の会の火を消すな」交流分科会

全国の仲間の連帯の力は時代を動かした。今 私たちの役割は終わったのか
いや 格差と貧困の一層の深化 情勢は常に私たちの存在を必要としている 私たちは
明かりをともし続けたい こんな課題に取り組んでいる こんなこと全国に広めたい
全国の仲間のみなさん 交流しましょう 学びあいましょう

被連協は全国集会で分科会を開催します。